

交通事故・お仕事中（労災）にお怪我をされた方へ

○交通事故での受診の留意点

交通事故によりお怪我をされた方で、当院で受診を希望される場合は保険会社との手続き等が必要となる為、必ず来院される前に当院にご連絡ください。また、ご来院時に本人確認のため健康保険証かマイナンバーカードをご提示ください。ご協力をお願いします。

- ① 交通事故の場合、まずは保険会社に当院へ通院するという事をお伝えください。
- ② 保険会社から当院に連絡があれば、基本的に患者様のお支払いはありませんが、患者様ご自身の健康保険証利用による窓口での支払いが必要となる場合がございます。詳細は保険会社へご確認下さい。
- ③ 保険会社へ連絡をされていない場合、もしくは保険会社へ連絡していても保険会社の方から当院への連絡がない場合は医療費全額を患者様にご負担いただきます。その場合、領収書は後日ご自身による保険会社への請求の際に必要となりますので、大切に保管してください。また、後日保険会社から当院に連絡があった場合は、ご負担金の返金をいたします。
- ④ 受傷後、他の医療機関で受診した場合で、何らかの理由により当院を受診する際には紹介状（診療情報提供書）とMRIやX線撮影をしている場合はDVDにそのデータを入れてもらって持参してください。持参されていない場合は、再度撮りなおすことをご了承ください。

○労災での受診時の留意点

当院は「労災保険指定医療機関」ですので、労災保険の診療が可能です。

仕事中や通勤中の怪我が労災保険の対象となります。ご予約時にその旨をお伝えください。ご来院いただく前に、職場の労務担当者の方に労災様式書類を準備していただき、ご記入の上、受診時に受付へお渡しください。また、ご来院時に本人確認のため健康保険証かマイナンバーカードをご提示ください。

当院にお持ちいただく書類

下記の書類で該当するものに必要事項を記入の上、受付までお持ちください。

業務災害

通勤災害

初診 様式5号（療養の給付請求書）

初診 様式16号3（療養の給付請求書）

転院 様式6号（指定病院等変更届）

転院 様式16号4（指定病院等変更届）

※書類は当月中にお持ちください。

※書類がない場合は医療費全額を患者様にご負担いただきます。その場合、領収書を大切に保管してください。

書類を提出していただき次第ご返金させていただきます。

○接骨院や整骨院の併診を希望される方へ

お仕事の関係などご事情があり、お近くの接骨院や整骨院との併診をご希望の場合は、当院での診療をお断りさせていただく場合もございますので、ご了承ください。

医療法人社団君津あすなる会

小見川あすなるクリニック 事務長